

1. はじめに

- 大学入試センターと利用大学が実施する共通試験は、多くの受験者にとって、大学入学者選抜の合否に関わる極めて重要な学力試験。
- 大学入学者選抜を巡る社会的状況は大きく変化し、これまでの枠組みだけでは十分に対応できない課題も生じてきている。
- 喫緊の課題として、現状の財政構造のままでは共通テストの継続的・安定的実施が困難になることが明らか。

2. 大学入試センターが果たしてきた役割と社会情勢の変化

(1) 大学入試センターが果たしてきた役割

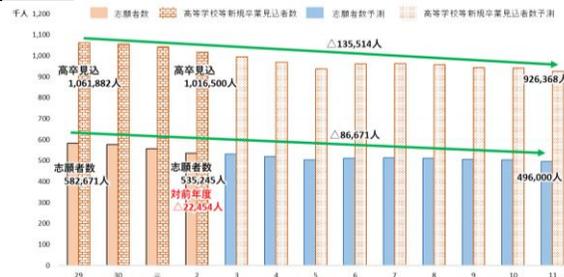
- 大学入学者選抜試験におけるスタンダード形成 ➢ 試験問題の内容、公平・公正な実施運営のノウハウ、障害等のある志願者への配慮方策等
- 我が国の大学入学者選抜におけるセーフティネットとしての機能 ➢ コロナ禍において、原則的に地元受験可能な試験として重要性が再認識

(2) 社会情勢の変化に伴う影響

- 共通テスト志願者の受験目的、結果の利用方法、学力の水準等の多様化

- 私立大学のセンター試験参加率の増加 → 私立大学への専願者の増加
(平成25年度選抜以降は約13万人程度で推移)
- AO入試及び推薦入試による入学者数が大きく増加 → 入試方法の多様化
(平成31年度選抜の入学者のうち、AO入試経由：約9.9%，推薦入試経由：約36.8%)
- センター試験の成績未利用者の増加 → 受験目的や受験者の学力の多様化
(令和2年度センター試験における成績未利用者：約12万人(新卒志願者のうち約28.8%))

- 18歳人口の減少や「大学全入時代」の到来による共通テスト志願者の減少



【図】今後の志願者数予測

※令和3年度の志願者推計数は過去3カ年の現役・既卒志願率の平均を用いて算出。令和4年度以降同率を維持。

(3) 現在及び将来にわたる経営上の課題

- 運営費交付金は措置されておらず、自己収入の約9割を受験者からの検定料収入(省令事項)に依存。
- 業務運営は関係法令に基づき行われるため、新たな事業の発案・実施は制約される。
- 一旦試験実施が不可能となり検定料収入が得られない状況になれば、直ちに経営困難に陥る構造。

3. 大学入試センターの位置付け

(1) 大学入試センターの目的及び業務

- **目的及び業務の範囲は法令に規定。**
(業務範囲：①問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務，②大学入学者の選抜方法の改善に関する調査研究，③大学入学志願者の進路選択に資する大学情報の提供，④附帯業務)
- 制度上，長期借入や剰余金の繰越等，**資金を独自に確保することが困難。**
- **検定料収入は独自で引き上げ不可**（省令事項）。平成23年度以降**運営費交付金は措置されていない。**

(2) “ナショナルセンター”としての役割

- **政策としての必要性や，試験実施における公平性・公正性が重視される。**
 - 一括処理の方が効率的な業務の実施
 - 国による大学入試政策の実施機関としての具体的な事業の企画・実施
 - 個別入試を含めた，日本における試験スタンダードの形成
 - 個別入試を補完・代替する，受験生にとっての試験機会の提供
 - 災害発生時や感染症流行時等の大学入学者選抜のセーフティネット機能
 - 膨大な試験情報の保有・蓄積及び専門家による分析・調査・研究等
- 志願者への公平性に配慮した試験実施
(離島・へき地における試験場の設置^(※)，障害等のある志願者への対応，追試験の実施等)

(※) 令和2年度センター試験 本試験場数：689 (うち離島9)

例①沖縄県



例②長崎県



例③北海道



(3) 「受益者負担」と「公的支援」のバランスのとれた仕組みの構築

- **共通テストの受益者**は，実際の受験者だけでなく，**教育を受けた者によって支えられる社会全体。**
- 高大接続の改善に向けた**研究開発に係る費用を直近の受験者への負担に転嫁する構造では，大きな研究開発は困難。**
- 大学入試センターの**運営に必要な費用は，受験者・大学・国の3者が分かち合うことが必要。**

(4) 今後の大学入試センターが果たすべき役割・ミッション

- ① **国の政策に沿った大規模共通試験の公正・公平な実施と不断の検証・改善，そうしたプロセスを支える調査・研究の充実**
- ② 試験実施を通じて**保有・蓄積してきたリソース^(※)を活用**した，大学の教育や入学者選抜，高等学校の教育等の振興に資する取組の充実。
(※試験データの分析結果，研究者や入試実務者等の人的資産など)

4. 大学入試センターを取り巻く課題

(1) 大学共通テストの課題

● 財政上の課題 (★喫緊の課題)

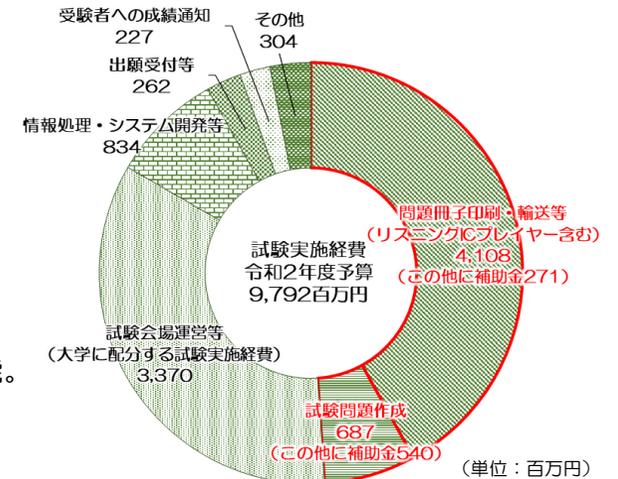
- 検定料の引上げ等の取組を行わない → 第5期中期目標期間(*)に**毎年十数億円の赤字が新たに発生**。
志願者減で更なる収入減。(※令和3~7年度)

● 志願者に関わる課題

- 受験目的や受験者の学力の多様化により**本来想定していない層にまで受験者が拡大**。
→ **試験性能の精度に問題**が生じ、選抜機能が十分に果たせなくなる懸念。

● 試験実施業務に関わる課題

- **災害・感染症流行等により試験が実施できなくなるリスク**。人為的なミスもゼロにすることは不可能。
- **試験問題の作成や印刷・輸送等に必要な固定経費が試験実施業務経費の約5割を占める**。
(現行の試験問題は6教科30科目を2セット)
- **試験問題の作成にあたる大学教員の確保が年々困難に**。
一方、どのような問題を出題するかは、高大接続において重要な論点。



【図】大学入試センター 令和2年度予算における試験実施経費の内訳

(2) 高大接続に関する課題

- **多様な学力を把握** ➢ 共通テストという単一の尺度による測定だけでは、大学入学者選抜において十分とは言えない場合がある。
- **総合型選抜や学校推薦型選抜** ➢ 入学者の学力を担保する方策についてまだ十分ではないとの評価もある。
- **学力下位層** ➢ 「大学全入時代」であるため、大学入学者選抜が選抜として機能していない。
➢ 競争性を重視した選抜を行うよりも、リメディアル教育などを念頭に、教育による高大接続を重視することが有効。

(3) ニュー・ノーマルの時代における入学者選抜試験の在り方

● 自然災害や感染症の感染拡大、人為的ミス等により試験が実施できなくなるリスクは不可避

- **精緻なマニュアル作成や実施体制の充実等による対応**は、個々人の努力や責任感に依存しており、**いずれ限界**を迎えかねない。
- 試験実施プロセスのデジタル化による人為的ミスの発生防止や、CBT-IRTの導入による試験日の複数設定なども考えられるが、**一定のミスの発生を前提にした持続可能な仕組みが構築されるよう、研究開発を進めていく必要**。

5. 継続的・安定的な運営に向けて取り組むべき事項

(1) 喫緊に取り組むべき収支改善

ア 収入確保

i) 検定料 (2教科以下:1万2千円, 3教科以上:1万8千円)

- 自己収入の約9割。省令事項で平成17年度以降据え置き。
- 物価や消費税の上昇, 人件費等の基盤的経費の変動に照らして, **現行の検定料の設定が適切かどうか再検討が必要。**

ii) 成績提供手数料 (令和3年度試験から値上げ: 570→750円)

- 試験問題作成経費の一部にも充てられ, 各大学の負担軽減にもつながっている。
- この手数料のみで**新たな赤字を解消するには, 大幅な値上げが必要。**

イ 経費削減

i) 大学入試センター経費

- **経費削減は限界**に達し, これ以上は試験実施に影響を与えかねない。

ii) 大学に配分する試験実施経費

- 使途実績は大学により様々。試験場の有無等により大学の負担に格差。
- 実施方法・体制の質の維持・向上を大前提として, **配分額の圧縮を図ることが適当。合理化や配分基準の見直しが求められる。**

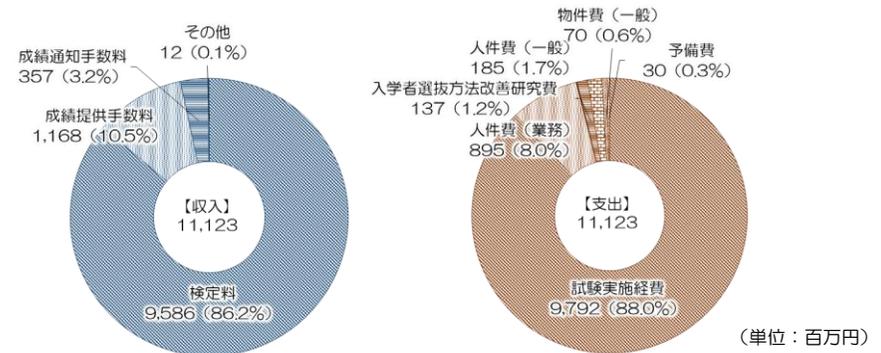
(2) 将来的な収入枠組みの在り方の検討

ア 国からの公的支援の必要性

- 制度改正に係る付加的な試験実施経費として補助金が措置。
→ 継続性・安定性が担保されているとは言えない。
- 高大接続政策の中核となる共通テストの実施を担う。
→ **国からの安定的な公的支援を求めることが必要。**

イ 投資的資金の調達, 剰余金の活用

- 現行制度では, 長期借入や債券発行は行えない。
- 剰余金を目的積立金として予め定める用途に充てるための条件(*)は事実上満たせない。(*) 主務大臣による経営努力認定。対象は過去5年間の平均実績を上回る利益。
- 中長期的な視点から, 新たな取組の導入にかかる費用の確保に向けて, **投資的資金の調達や剰余金の活用など新たな方策の検討が必要。**



【図】 大学入試センター 令和2年度予算 (収支ともに国からの補助金を除く)

(3) 現行業務の見直し, 既存資産を活用した新しい事業の可能性

- **現行業務の見直しや既存資産を活用した新しい事業により, 経費の削減と業務の合理化, 自己収入の確保に努めることが重要。**
 - 例: 試験情報や試験問題の活用, Web出願の導入, 入試実務者を対象とする研修プログラムの提供, 試験実施に関わるノウハウの提供等
- 新たな事業の検討に際しては, **必要に応じて業務としての位置付けの明確化, 需要や採算の調査等が必要。**

6. 大学入試センターが目指すべき方向性

(1) 大学入学共通テストをめぐる大学入学者選抜を取り巻く環境の変化

- **大学入学者選抜を取り巻く環境は、今後も変化。**

例：▶ 総合型選抜等による入学者の一層の増加 → 共通テスト志願者の一層の減少
▶ 大学等によっては総合型選抜等において、選抜よりもマッチングに重きを置く。

- **コロナ禍において、これまで“当然”と思われてきた、同一期日・同一問題・試験場参集・一斉実施のリスクや、総合型選抜・学校推薦型選抜のオンライン面接における課題が顕在化。“公平・公正”の考え方も含め、我が国の試験文化を変えなければならない岐路。**
- **平成30年告示学習指導要領により、生徒自らが問いを立て探究を進めていくような学習が、今後一層重視。**一方、「大学全入時代」では、**大学進学を希望する生徒の中にも学習意欲が低い生徒がいると考えられ、学習意欲や学力の担保がより重要な課題。**

(2) 将来的な試験事業の在り方

- **大学入学者選抜全体としては、一般選抜以外の入試方法の改善に資する取組が必要。共通テストについては、その位置付けを再検討し、これまでの役割を軽減することも可能と考えられる。**
 - ▶ 例えば、出題教科・科目数については、個別試験との関係を整理し、共通テストでは必履修科目の内容を中心に出题するなどスリム化。
→ 選択科目の内容は個別試験で出題/受験者が極端に少ない科目は各大学が資格・検定試験等を活用する等10～20年程度で大幅な見直しが必要。
- **将来的には、高等学校の参画も得ながら、例えば、大学教育を受ける上で必要な学力の到達度を確保するための試験などとして活用する方向に段階的に移行し、個別の入学者選抜に関しては、各大学が、多様な入試方法を工夫し、アドミッション・ポリシーに応じて必要な選抜を行う等、大学入学者選抜の枠組み自体を変えていくための議論が期待される。**
- **このような変革は、我が国の試験文化の多くを変えなくてはならないことから、その考え方や必要性について、大学関係者・受験者や保護者・高等学校関係者・文部科学省とも連携しながら、様々な試験の在り方が広く社会に理解されるよう努めることが重要。**